

防衛庁訓令第14号

自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第11条、第12条第2項及び第13条から第15条までの規定に基づき、自衛隊の礼式に関する訓令を次のように定める。

昭和39年5月8日

防衛庁長官 福田 篤 泰

自衛隊の礼式に関する訓令

改正	昭和39年10月21日庁訓第40号	昭和61年7月30日庁訓第40号	平成19年1月5日庁訓第1号
	昭和40年3月26日庁訓第18号	平成8年7月24日庁訓第44号	平成19年8月30日省訓第145号
	昭和45年6月18日庁訓第26号	平成9年1月17日庁訓第1号	平成20年3月25日省訓第12号
	昭和46年4月1日庁訓第23号	平成10年3月25日庁訓第12号	平成21年7月29日省訓第48号
	昭和48年11月27日庁訓第60号	平成12年1月18日庁訓第1号	平成21年12月25日省訓第66号
	昭和55年7月18日庁訓第31号	平成12年4月25日庁訓第61号	平成22年6月30日省訓第29号
	昭和55年12月5日庁訓第40号	平成13年1月6日庁訓第2号	平成26年5月30日省訓第35号
	昭和57年4月30日庁訓第19号	平成13年1月26日庁訓第7号	平成26年7月24日省訓第40号
	昭和59年6月30日庁訓第37号	平成14年3月18日庁訓第4号	平成27年10月1日省訓第39号
	昭和60年4月6日庁訓第19号	平成16年4月8日庁訓第49号	令和4年3月24日省訓第28号
	昭和60年12月24日庁訓第45号	平成18年3月27日庁訓第12号	
	昭和61年4月28日庁訓第29号	平成18年7月28日庁訓第83号	

目次

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 敬礼

第1節 通則（第7条－第10条）

第2節 各個の敬礼

第1款 通則（第11条－第14条）

第2款 着帽時の敬礼（第15条－第19条）

第3款 脱帽時の敬礼（第20条－第24条）

第3節 隊の敬礼（第25条－第35条）

第4節 警衛隊及び歩哨等の敬礼（第36条－第40条）

第5節 自衛艦その他の船舶の敬礼（第41条－第48条）

第6節 旗の敬礼（第49条－第51条）

第3章 儀式

第1節 通則（第52条・第53条）

第2節 自衛隊旗授与式（第54条・第55条）

第3節 自衛艦旗授与式（第56条・第57条）

第4節 観閲式（第58条・第59条）

第5節 観艦式（第60条・第61条）

第6節 航空観閲式（第61条の2・第61条の3）

第7節 表彰式（第62条・第63条）

第8節 祝賀式（第64条・第65条）

- 第9節 葬送式（第66条・第67条）
- 第10節 着任式及び離任式（第68条・第69条）
- 第11節 入隊式及び除隊式（第70条・第71条）
- 第12節 自衛艦命名式（第72条・第73条）
- 第13節 入校式及び卒業式（第74条・第75条）
- 第14節 追悼式（第75条の2・第75条の3）

第4章 荣誉礼（第76条－第80条）

第5章 儀じよう（第81条－第83条）

第6章 と列（第84条－第89条）

第7章 礼砲（第90条）

第8章 雑則（第91条－第95条）

附 則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この訓令は、自衛隊の礼式に必要な事項を定めることを目的とする。

2 この訓令の規定は、礼式の目的及び意義に従つて解釈し、実施しなければならない。

（用語の意義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）部隊等 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関をいう。
- （2）上位者 上位の階級（予備自衛官及び即応予備自衛官（以下「予備自衛官等」という。）にあつては自衛隊法（昭和29年法律第165号。以下「法」という。）第67条第3項（法第75条の8において準用する場合を含む。）の規定に基づき指定された階級をいう。以下同じ。）にある自衛官（法第69条の2第2項及び第3項（法第75条の8において準用する場合を含む。）の規定に基づき制服を着用した予備自衛官等を含む。以下同じ。）をいう。
- （3）下位者 下位の階級にある自衛官をいう。
- （4）同位者 同位の階級にある自衛官をいう。
- （5）隊 指揮者のいる2人以上の自衛官の集団をいう。
- （6）受礼者 この訓令により礼式を受けるべき者をいう。
- （7）小銃 M1小銃、99式小銃、狙撃銃及び64式小銃をいう。

（外国の元首・高官等に対する礼式）

第3条 外国の元首、王族、高官、陸海空軍の将校、軍艦、国旗、軍艦旗、国歌その他防衛大臣の定めるものに対する礼式は、この訓令の定めるところによるほか、防衛大臣の定めるところによる。

（職について定められた礼式）

第4条 この訓令中職について定められている礼式は、その職務代理をしている者に対しても行なうものとする。ただし、荣誉礼については、この限りでない。

（幹部候補者の礼式）

第5条 幹部自衛官の実務を行なうことを命ぜられている幹部候補者である自衛官に対しては、その勤務する中隊（陸上自衛隊の中隊をいう。）又はこれに相当する陸上自衛隊、海上自衛隊及び

航空自衛隊の部隊若しくは部署（以下「中隊等」という。）においては、幹部自衛官の礼式によるものとする。

（礼式の辞退）

第6条 受礼者は、礼式の一部又は全部を辞退することができる。

第2章 敬礼

第1節 通則

（敬礼の種類）

第7条 敬礼は、各個の敬礼、隊の敬礼、警衛隊の敬礼、歩哨等の敬礼、自衛艦その他の船舶の敬礼及び旗の敬礼とする。

2 各個の敬礼とは、自衛官が各個に行なう敬礼をいう。

3 隊の敬礼とは、隊が行なう敬礼をいう。

4 警衛隊の敬礼とは、警衛勤務についている警衛隊が行なう敬礼をいう。

5 歩哨等の敬礼とは、歩哨又は警衛の勤務についている自衛官（以下「歩哨等」という。）が行なう敬礼をいう。

6 自衛艦その他の船舶の敬礼とは、自衛艦その他の船舶が行なう敬礼をいう。

7 旗の敬礼とは、旗が行なう敬礼をいう。

（敬礼の一般要領）

第8条 敬礼は、受礼者その他敬礼を受けるべきものを明らかに認めうる距離において相手に注目して行なうのを例とする。

（答礼）

第9条 敬礼を受けたものは、答礼を行なうものとする。

（敬礼動作）

第10条 敬礼動作は、別に本章各節において定めるもののほか、次の各号に定めるとおりとする。

（1）着剣^{きさ}捧げ銃^{つづ}の敬礼及び捧げ銃^{きさ}の敬礼 小銃（着剣^{きさ}捧げ銃^{つづ}の敬礼の場合は着剣した小銃。以下この号において同じ。）を右手で体の中央前に上げ、同時に左手で銃の引金室前部を握り、前腕を水平にして体につけ、小銃を体から約10センチメートル離して垂直に保ち、次に右手で銃把を握つて行なう。

（2）銃礼 左手の手のひらを下にして指をそろえて伸ばし、手首と前腕をまつすぐにしておおむね水平に伸ばし、人さし指の第1関節が銃に軽く接触する程度に保つて行なう。

（3）挙手の敬礼 右手をあげ手のひらを左下方に向け、人さし指を帽のひさしの右斜め前部にあてて行なう。

（4）10度の敬礼 頭を正しく上体の方向に保つたまま、体の上部を約10度前に傾けて行なう。

（5）45度の敬礼 頭を正しく上体の方向に保つたまま、体の上部を約45度前に傾けて行なう。

（6）頭^{かしら}右（左、中）の敬礼 頭を受礼者に向けて行なう。ただし、頭を向ける角度は、約45度を限度とする。

（7）姿勢を正す敬礼 気を付けの姿勢をとつて行なう。

第2節 各個の敬礼

第1款 通則

（各個の敬礼を行うべき場合）

第11条 自衛官は、天皇に対し、敬礼を行うものとする。

- 2 自衛官は、皇后又は皇太子が自衛隊を公式に訪問する場合その他防衛大臣の定める場合は、皇后又は皇太子に対し、敬礼を行うものとする。
- 3 自衛官は、次の各号に掲げる者が自衛隊を公式に訪問する場合又はこれらの者を防衛大臣が公式に招待する場合はこれらの者に対し敬礼を行うものとする。
 - (1) 皇族（皇后及び皇太子を除く。第32条第1項において同じ。）
 - (2) 衆議院議長及び参議院議長
 - (3) 最高裁判所長官
 - (4) 国務大臣
- 4 自衛官は、次の各号に掲げる者に対して敬礼を行うものとする。
 - (1) 内閣総理大臣
 - (2) 防衛大臣
 - (3) 防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与、防衛事務次官及び防衛審議官（以下「防衛副大臣等」という。）
 - (4) 統合幕僚長
- 5 自衛官は、上級者たる官房長等（官房長及び局長をいう。以下同じ。）、防衛大学校長等（防衛大学校長、防衛医科大学校長、防衛研究所長、情報本部長及び防衛監察監をいう。以下同じ。）、防衛装備庁長官及び外国の将校に対して敬礼を行うのを例とする。
- 6 幹部自衛官及び准尉（准陸尉、准海尉又は准空尉たる自衛官をいう。以下同じ。）は、すべての上位者たる幹部自衛官、同一の階級の先任者たる幹部自衛官及び准尉並びに職務上の指揮監督者たる隊員であつて自衛官以外の者に対して敬礼を行うものとする。
- 7 同位者たる幹部自衛官及び准尉は、前項の規定による場合を除き、相互に敬礼を行うものとする。
- 8 陸曹長、海曹長及び空曹長（以下「曹長」という。）以下の自衛官は、次の各号に掲げる者に対して敬礼を行うものとする。
 - (1) 陸将、海将及び空将（以下「将」という。）並びに陸将補、海将補及び空将補（以下「将補」という。）
 - (2) 陸上自衛官にあつては陸上自衛隊の、海上自衛官にあつては海上自衛隊の、航空自衛官にあつては航空自衛隊の幹部自衛官及び准尉
 - (3) 職務上の指揮監督者たる幹部自衛官及び准尉
 - (4) 職務上の指揮監督者たる隊員であつて自衛官以外の者
- 9 曹長以下の自衛官は、前項第1号から第3号までに掲げる者以外の幹部自衛官及び准尉に対して敬礼を行うのを例とする。
- 10 1等陸曹、1等海曹及び1等空曹以下の自衛官は、同一の中隊等に勤務する上位者たる曹（陸曹長から3等陸曹までの自衛官、海曹長から3等海曹までの自衛官及び空曹長から3等空曹までの自衛官をいう。以下同じ。）に対し敬礼を行うものとする。
- 11 同一の中隊等に勤務する同位者たる曹は、相互に敬礼を行うものとする。
- 12 自衛官は、同時に2人以上の者に対して敬礼を行うべき場合は、そのうちの最上級者に対して敬礼を行うのを例とする。

- 13 自衛官は、前各項の規定により敬礼を行うべき者が隊を指揮している場合においては、その隊に対して敬礼を行うものとし、その者に対する敬礼をもつてその隊に対する敬礼とする。
- 14 営門又はげん門（以下「営門等」という。）を出入する曹は、上位者又は同位者たる歩哨等に対して、営門等に出入する陸士長、海士長及び空士長（第91条及び第94条において「士長」という。）以下の自衛官は、すべての歩哨等に対して敬礼を行うものとする。
- 15 自衛官は、国旗又は自衛艦旗（外国の国旗又は軍艦旗を含む。以下「国旗等」という。）が自衛隊の施設若しくは儀式の式場等において掲揚され若しくは降下される場合又は隊の捧持する国旗等がそばを通過する場合は、これに対して敬礼を行うものとする。
- 16 自衛官は、国歌（外国の国歌を含む。以下同じ。）が自衛隊の施設又は儀式の式場等において公式に奏楽される場合は、国歌に対して敬礼を行うものとする。
- 17 自衛官は、隊員のひつぎ（遺骨を含む。以下同じ。）に対して敬礼を行うものとする。

（敬礼の省略）

第12条 自衛官は、受礼者である自衛官が制服を着用していない場合その他相手が受礼者であるかどうか確認できない場合は、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）の定めるところにより、敬礼を省略することができる。

2 自衛官は、自衛隊の建物の内部（通常屋外において行うのを例とする訓練、体育等のために使用される屋内訓練場等を除く。）及び自衛艦その他の船舶内においては、次の各号に掲げる者以外のものに対しては、防衛大臣又は幕僚長の定めるところにより、敬礼を省略することができる。

- (1) 天皇
- (2) 皇后及び皇太子
- (3) 前条第3項各号に掲げる者（以下「皇族等」という。）
- (4) 内閣総理大臣
- (5) 防衛大臣
- (6) 防衛副大臣等
- (7) 統合幕僚長
- (8) 幕僚長

3 自衛官は、制服を着用していない場合は、幕僚長の定めるところにより、敬礼を省略することができる。

4 自衛官は、映画館、劇場、飲食店、船車等その他の場所で公衆が雑踏し敬礼を行なうことが困難な場合は、敬礼を省略することができる。

5 自衛官は、次の各号に掲げる場合は、敬礼を行なわないものとする。

- (1) 上級者に随従している場合において、当該上級者が敬礼を受けるべきとき
- (2) 車両、航空機等の操縦又は自衛艦その他の船舶の操縦に従事している場合
- (3) 勤務、演習、訓練、作業等に従事している場合で、敬礼することがその任務の遂行に支障があるとき

（歩行中及び駆足中の敬礼）

第13条 自衛官は、歩行中は、歩行のまま敬礼を行なう。

2 自衛官は、駆足中は、通常歩行に移った後、敬礼を行なう。

3 自衛官は、前2項の規定にかかわらず、天皇、国旗等、国歌及び隊員のひつぎに対しては、停

止して敬礼を行なう。

(講演、訓話等を受ける場合の敬礼)

第14条 自衛官は、指揮者なしに講演、訓話等を受ける場合は、その前後に、教官、講師等に対し、司会者等の合図によりいつせいに各個の敬礼を行なう。

第2款 着帽時の敬礼

(着帽時における敬礼の方式)

第15条 自衛官は、着帽している場合は、姿勢を正す敬礼、^{ささ} ^{つつ} 捧げ銃の敬礼、銃礼、又は挙手の敬礼を行なう。

(天皇に対する敬礼)

第16条 自衛官は、天皇に対しては、着帽している場合であつて、小銃を携行しているときは^{ささ} ^{つつ} 捧げ銃の敬礼を、小銃を携行していないときは挙手の敬礼を行なう。

(国歌に対する敬礼)

第17条 自衛官は、国歌に対しては、着帽している場合は、姿勢を正す敬礼を行なう。ただし、国際儀礼上特に必要があると認めるときは、当該国の礼式に従うことができる。

(国旗等又は隊員のひつぎに対する敬礼)

第18条 自衛官は、国旗等又は隊員のひつぎに対しては、着帽している場合であつて、小銃を携行しているときは^{ささ} ^{つつ} 捧げ銃の敬礼を、小銃を携行していないときは挙手の敬礼を行なう。

(その他のものに対する敬礼)

第19条 自衛官は、前条に定めるもの以外のものに対しては、小銃、自動銃又は軽機関銃を携行しているときは銃礼を、これらを携行していないときは挙手の敬礼を行なう。

第3款 脱帽時の敬礼

(脱帽時における敬礼の方式)

第20条 自衛官は、脱帽している場合は、姿勢を正す敬礼、45度の敬礼又は10度の敬礼を行なう。

(天皇に対する敬礼)

第21条 自衛官は、天皇に対しては脱帽している場合は、45度の敬礼を行なう。

(国旗等又は国歌に対する敬礼)

第22条 自衛官は、国旗等又は国歌に対しては、脱帽している場合は、姿勢を正す敬礼を行なう。

ただし、国歌に対しては、国際儀礼上特に必要があると認めるときは、当該国の礼式に従うことができる。

(隊員のひつぎに対する敬礼)

第23条 自衛官は、隊員のひつぎに対しては、脱帽している場合は、45度の敬礼を行なう。

(その他のものに対する敬礼)

第24条 自衛官は、前3条に定めるもの以外のものに対しては、脱帽している場合は、10度の敬礼を行なう。

第3節 隊の敬礼

(隊の敬礼を行なうべき場合)

第25条 隊は、その指揮者が第11条の規定により敬礼を行なうべき場合に敬礼を行なうものとする。

(隊の敬礼の方式)

第26条 隊の敬礼は、姿勢を正す敬礼、着剣^{ささ} ^{つつ} 捧げ銃の敬礼、^{ささ} ^{つつ} 捧げ銃の敬礼、挙手の敬礼、45度の敬

礼、頭右（左、中）の敬礼又は指揮者のみの敬礼とする。

2 隊の敬礼は、指揮者のみの敬礼の場合を除き、指揮者の号令により行なう。

3 着剣捧げ銃の敬礼及び捧げ銃の敬礼は、小銃を携行している場合に、挙手の敬礼は、小銃を携行していない場合に行なう。

4 指揮者のみの敬礼は、指揮者のみが第19条又は第24条の規定に準じ敬礼を行なう。

（行進中の敬礼）

第27条 道足又は駆足で行進している隊は、第32条、第33条第1項及び第34条後段に規定する者に対して敬礼を行なう場合においては号令により歩調を整えた後、その他の場合においては道足又は駆足のまま敬礼を行なう。

2 隊は、前項の規定にかかわらず天皇、国旗等、国歌又は隊員のひつぎに対しては、停止して敬礼を行なう。

3 隊は、車両で行進している場合は、通常、車両ごとに敬礼を行なう。

（天皇に対する敬礼）

第28条 隊は、天皇に対しては着帽している場合は着剣捧げ銃の敬礼、又は挙手の敬礼を、脱帽している場合は、45度の敬礼を行なう。

（国歌に対する敬礼）

第29条 隊は、国歌に対しては、姿勢を正す敬礼を行なう。ただし、国際儀礼上特に必要があると認めるときは、当該国の礼式に従うことができる。

（国旗等に対する敬礼）

第30条 隊は、国旗等に対しては、着帽している場合は捧げ銃の敬礼（儀式に際し、国旗に対しては着剣捧げ銃の敬礼）又は挙手の敬礼を、脱帽している場合は、姿勢を正す敬礼を行なう。

（隊員のひつぎに対する敬礼）

第31条 隊は、隊員のひつぎに対しては、着帽している場合は捧げ銃の敬礼（儀式等に際しては着剣捧げ銃の敬礼）又は挙手の敬礼を、脱帽している場合は、45度の敬礼を行なう。

（皇后、皇太子及び皇族等に対する敬礼）

第32条 隊は、皇后、皇太子及び天皇の名代としての皇族に対しては、着帽している場合であつて小銃を携行しているときは捧げ銃（第83条の特別儀じよう隊にあつては着剣捧げ銃）の敬礼を、行進中又は小銃を携行していないときは頭右（左、中）の敬礼を行なう。

2 隊は、皇族等に対しては、頭右（左、中）の敬礼を行なう。

3 隊は、前2項の規定にかかわらず、隊伍を組んでいない場合又は脱帽している場合は、指揮者のみの敬礼を行なう。この場合において、隊が道足又は駆足で行進している場合を除き、号令により隊列若しくは隊員の姿勢を正した後、指揮者のみの敬礼を行なう。

（内閣総理大臣等に対する敬礼）

第33条 隊は、次の各号に掲げる者に対して敬礼を行うものとする。

- (1) 内閣総理大臣
- (2) 防衛大臣
- (3) 防衛副大臣等
- (4) 統合幕僚長
- (5) 幕僚長

- (6) その隊の指揮系統上の部隊等の長である将及び将補
 - (7) その隊の指揮系統上の部隊等の長であつて、1等陸佐、1等海佐又は1等空佐（以下「1佐」という。）をもつて充てるべき職にある者
 - (8) その隊の駐屯地又は基地の駐屯地司令又は基地司令
 - (9) その隊の指揮系統上の部隊等の長であつて、2等陸佐、2等海佐又は2等空佐以下をもつて充てるべき中隊等以上の部隊等の長の職にある者。ただし、幕僚長の定めるところにより、儀式又は当該部隊等の長が自ら隊を指揮するときに限る。
- 2 隊は、着帽している場合は、^{かしら}頭右（左、中）の敬礼を行なう。
 - 3 隊は、前項の規定にかかわらず、隊伍を組んでいないとき又は自衛隊の施設外においては、通常、指揮者のみの敬礼を行なう。
 - 4 隊は、脱帽している場合は、指揮者のみ敬礼を行なう。
 - 5 前2項の場合においては、隊が道足又は^{みちあし}駆足^{かけあし}で行進している場合を除き、号令により隊列又は隊員の姿勢を正した後、指揮者のみの敬礼を行なう。

（その他のものに対する敬礼）

第34条 隊は、第28条から前条までに定めるもの以外のものに対しては、指揮者のみの敬礼を行う。この場合において、官房長等、防衛大学校長等、防衛装備庁長官、将、将補又はその隊の指揮系統上の部隊等の長である幹部自衛官及び准尉に対しては、隊が道足又は^{みちあし}駆足^{かけあし}で行進している場合を除き、号令により隊列又は隊員の姿勢を正したのち、指揮者のみの敬礼を行う。

（隊の敬礼の省略）

第35条 第12条の規定は、隊の敬礼の省略について準用する。

第4節 警衛隊及び歩哨等の敬礼

（警衛隊の敬礼）

第36条 警衛隊は、天皇が警衛所の所在する営門を出入する場合は、警衛所の前に整列して着剣^{ささ}捧^{つつ}げ銃の敬礼を行う。

- 2 警衛隊は、次の各号に掲げるものが、警衛所の所在する営門を出入する場合は、警衛所の前に整列して^{ささ}捧^{つつ}げ銃の敬礼を行う。ただし、儀式に際し、国旗及び隊員のひつぎが出入する場合の敬礼は、着剣^{ささ}捧^{つつ}げ銃の敬礼とする。
 - (1) 皇后及び皇太子
 - (2) 皇族等
 - (3) 内閣総理大臣
 - (4) 防衛大臣
 - (5) 防衛副大臣等
 - (6) 官房長等、防衛大学校長等及び防衛装備庁長官
 - (7) 将及び将補
 - (8) その警衛隊の駐屯地又は基地の1佐以下の駐屯地司令又は基地司令及び当該駐屯地又は基地に所在する1佐をもつて充てるべき職にある部隊等の長
 - (9) 国旗等
 - (10) 隊員のひつぎ
- 3 警衛隊は、第1項及び前項第1号から第7号までに掲げる者並びに第9号に掲げるものに対し

ては、同項の敬礼に合わせてらつぱを吹奏する。この場合、第1項及び前項第9号に掲げるものに対しては「国歌」を、前項第1号から第7号までに掲げる者に対しては「送迎の譜」を吹奏する。ただし、やむをえないときは幕僚長の定めるところにより、らつぱの吹奏を省略することができる。

4 警衛隊は、次の各号に掲げる場合は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、警衛司令のみの敬礼を行なう。

(1) 夜間の場合

(2) 第2項第8号に掲げるものにつき幕僚長が定めた場合

第36条の2 前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者に対する同条第2項及び第3項に規定する敬礼及びらつぱの吹奏は、行なわない。

(1) 自衛隊を公式に訪問又は視察する者に随行又は同行して営門を出入する第36条第2項第4号から第7号までに掲げる者

(2) 第36条第2項第4号から第8号までに掲げる者が2人以上同時に営門を出入するときの最上級者以外の者

(その他のものに対する敬礼)

第37条 警衛隊は、第36条に定めるもの以外のものに対しては、警衛司令より上位者である幹部自衛官及び准尉が警衛所の所在する営門を出入する場合は、警衛司令のみの敬礼を行なう。ただし、警衛所内に当該幹部自衛官及び准尉より上級者である者がいる場合は、敬礼は行なわない。

(歩哨等の敬礼)

第38条 歩哨等は、第11条の規定により各個の敬礼を行うべき場合及び営門等を出入する上位者たる曹に対して敬礼を行うものとする。

2 歩哨等は、天皇及び第36条第2項各号に掲げるもの並びに第40条の規定により幕僚長が定めたものに対しては停止して、小銃を携行しているときは捧げ銃きき つつの敬礼を、小銃を携行していないときは挙手の敬礼を行う。

3 歩哨等は、前項以外の敬礼を行うべきものに対しては、小銃、自動銃又は軽機関銃を携行しているときは銃礼を、これらを携行していないときは挙手の敬礼を行い、動哨中は歩行のまま行う。

(警衛隊及び歩哨等の敬礼の省略)

第39条 警衛隊及び歩哨等は、その任務の遂行に特に支障がある場合は、敬礼を省略することができる。

(高官等に対する敬礼)

第40条 警衛隊は、自衛隊を公式に訪問又は視察する国会議員その他防衛大臣の指定する者が警衛所の所在する営門を出入する場合は、第36条第2項第3号から第5号までに掲げる者の場合に準じて敬礼を行う。

2 部隊等を公式に訪問し又は視察する隊員以外の高官等（前項の国会議員等を除く。）に対する警衛隊及び歩哨等の敬礼については、第36条から前条までの規定に準じ、幕僚長が定める。

第5節 自衛艦その他の船舶の敬礼

(自衛艦の敬礼)

第41条 自衛艦は、乗艦中の指揮官が上位者又は同一の階級の先任者である自衛艦に対して敬礼を行うものとする。

- 2 自衛艦は、自ら内閣総理大臣旗、防衛大臣旗、防衛副大臣旗、防衛大臣政務官旗、統合幕僚長旗、海上幕僚長旗、海将旗、海将補旗又は代将旗（以下「内閣総理大臣旗等」という。）を掲げていない場合においては内閣総理大臣旗等を掲げている自衛艦に対して、自ら内閣総理大臣旗等を掲げている場合においては、海上自衛隊旗章規則（昭和30年海上自衛隊訓令第44号）第2条に定める旗章の序列の上位の旗を掲げている自衛艦に対して、敬礼を行うものとする。
- 3 自衛艦は、編隊又は集団をなす自衛艦に対し第1項の規定により敬礼を行なうべき場合は、隊司令旗を掲げている自衛艦（隊司令旗を掲げている自衛艦がないときは、その編隊又は集団をなす自衛艦の指揮官の乗艦する自衛艦）に対して敬礼を行なうものとする。
- 4 自衛艦は、編隊又は集団をなす自衛艦に対し、前項の規定により敬礼を行なう場合において、第2項の規定による敬礼を行なうべきときは、まずこれを行なった後、前項の規定により敬礼を行なうものとする。
- 5 敬礼を受けた自衛艦は、答礼を行なうものとする。
- 6 敬礼を行なう自衛艦は、らつぱ又は号笛をもつて「気を付け」を令し、上甲板以上にある幹部自衛官及び准尉は挙手の敬礼を、上甲板以上にある曹長以下の自衛官は姿勢を正す敬礼を行なう。
- 7 答礼を行なう自衛艦は、らつぱ又は号笛をもつて「気を付け」を令し、乗艦中の最高指揮官は挙手の敬礼を、上甲板以上にある自衛官は姿勢を正す敬礼を行なう。

（編隊又は集団をなす自衛艦の敬礼）

第42条 編隊又は集団をなす自衛艦は、前条第1項及び第3項の規定により敬礼を行なうべき自衛艦に対しては、隊司令旗を掲げている自衛艦のみが敬礼を行なうものとする。

- 2 編隊又は集団をなす自衛艦は、前条第2項の規定により敬礼を行なうべき自衛艦に対しては、すべての自衛艦が敬礼を行なうものとする。
- 3 編隊又は集団をなす自衛艦は、前2項の敬礼をあわせて行なうべき場合は、前項の敬礼を行なった後第1項の敬礼を行なうものとする。

（登げんの敬礼）

第43条 自衛艦は、天皇旗を掲げている自衛艦その他の船舶及び観艦式における観閲官の乗艦する自衛艦その他防衛大臣の定める自衛艦その他の船舶に対しては、前2条の規定にかかわらず登げんの敬礼を行うものとする。遠洋航海等のため出航する自衛艦とこれを見送る自衛艦との間においても同様とする。

- 2 登げんの敬礼は、らつぱ又は号笛をもつて「気を付け」を令し、総員がげん側又は上甲板に整列し、幹部自衛官及び准尉は挙手の敬礼を、曹長以下の自衛官は姿勢を正す敬礼を行なう。

（外国の軍艦に対する敬礼等）

第44条 外国の軍艦に対する敬礼及び答礼は、前3条の例による。

（自衛艦旗を半下して行なう答礼）

第45条 自衛艦は、自衛隊以外の船舶又は灯台等から国旗を半下して行なう敬礼を受けた場合は、自衛艦旗を半下して答礼を行なうものとする。

（送迎時の敬礼）

第46条 天皇、皇后、皇太子又は皇族等が自衛艦その他の船舶を公式に訪問する場合の送迎時の敬礼の要領は別に定める。

- 2 内閣総理大臣、防衛大臣、防衛副大臣等、官房長等、防衛大学校長等、防衛装備庁長官その他

の高官等が自衛艦を公式に訪問し又は視察する場合の送迎時の敬礼の要領は、海上幕僚長が定める。

3 幹部海上自衛官がその乗艦する自衛艦を出入する場合のげん門における敬礼の要領は、海上幕僚長が定める。

(自衛艦の敬礼の省略)

第47条 自衛艦の敬礼は、次の各号に掲げる場合は、海上幕僚長の定めるところによりその一部又は全部を省略することができる。

(1) 夜間の場合

(2) 勤務、演習又は乗組員全員をもつて訓練を実施している場合

(3) 出入港時、狭水道通過時等において乗組員及び自衛艦の保安上敬礼を行なうことが困難な場合

(自衛艦以外の船舶の敬礼)

第48条 自衛艦以外の船舶の敬礼は、第46条第1項の場合を除き自衛艦の敬礼に準じて海上幕僚長が定める。

第6節 旗の敬礼

(防衛大臣旗等の敬礼)

第49条 防衛大臣旗、防衛副大臣旗、防衛大臣政務官旗、統合幕僚長旗その他特定の職にある者の所在を示す旗は、自衛艦その他の船舶に掲揚される場合を除き、これらの者が敬礼を行う場合に同時に敬礼を行うものとする。

(隊旗の敬礼)

第50条 自衛隊旗、群旗、大隊旗等部隊の所在を示す旗は、これらの部隊が敬礼を行なう場合に同時に敬礼を行なう。ただし、指揮者のみの敬礼を行なう場合を除く。

(旗の敬礼の方法)

第51条 旗の敬礼は、隊が姿勢を正す敬礼を行なう場合は、姿勢を正してそのまま捧持し、その他の敬礼を行なう場合は、右手で旗ざおを垂直に上げ同時に左手で右わきのところで旗ざおを握り、次に旗ざおを水平に前方に倒して行なう。ただし、捧持用バンドを使用して捧持している旗は、右手をのぼし旗ざおを水平に前方に倒して行なう。

第3章 儀式

第1節 通則

(防衛大臣の定める儀式)

第52条 自衛隊法施行規則（以下「施行規則」という。）第12条第2項の規定により防衛大臣の定める儀式は、自衛艦命名式、入校式、卒業式及び追悼式とする。

(儀式の執行)

第53条 儀式は、2以上の儀式をあわせて執行することができる。

2 儀式は、自衛艦において行なう場合を除き、通常、国旗のもとで執行するものとする。

3 儀式の実施要領は、防衛大臣、統合幕僚長、幕僚長、防衛大学校長等、地方防衛局長及び防衛装備庁長官の定めるところによる。

第2節 自衛隊旗授与式

(自衛隊旗授与式を行なう場合)

第54条 施行規則第12条第1項第1号に定める自衛隊旗授与式は、内閣総理大臣から交付される自衛隊旗を防衛大臣又は防衛大臣の命ずる者が連隊に授与する場合に行う。

(自衛隊旗授与式の執行者)

第55条 自衛隊旗授与式は、自衛隊旗を授与される連隊において行ない、当該連隊の長が執行者(儀式の執行を命ずるものをいう。以下同じ。)となる。

第3節 自衛艦旗授与式

(自衛艦旗授与式を行なう場合)

第56条 施行規則第12条第1項第2号に定める自衛艦旗授与式は、内閣総理大臣から交付される自衛艦旗を防衛大臣又は防衛大臣の命ずる者が自衛艦に授与する場合に行う。

(自衛艦旗授与式の執行者)

第57条 自衛艦旗授与式は、自衛艦旗を授与される自衛艦において行なうのを例とし、当該自衛艦が停泊する区域を警備区域とする地方隊の地方総監が執行者となる。

第4節 観閲式

(観閲式を行なう場合)

第58条 施行規則第12条第1項第3号に定める観閲式は、次の各号に掲げる場合に行なう。

- (1) 第33条第1項第1号から第4号までに掲げる者が就任後初めて部隊等を公式に視察する場合
- (2) 陸上幕僚長が陸上自衛隊の、海上幕僚長が海上自衛隊の、航空幕僚長が航空自衛隊の部隊等を就任後初めて公式に視察する場合
- (3) 第33条第1項第6号及び第7号に掲げる者が就任後初めてそのれい下部隊等を公式に視察する場合
- (4) 自衛隊旗授与式を行なう場合
- (5) 表彰式、祝賀式、着任式又は離任式を行なう場合であつて当該儀式の執行者が特に必要であると認める場合
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、防衛大臣又は幕僚長が定める場合

(観閲式の執行者)

第59条 観閲式は、次の各号に掲げる場合に行なう観閲式につきそれぞれ当該各号に掲げる者が執行者となる。

- (1) 前条第1号から第3号までの場合 視察を受ける部隊等の長(2以上の部隊等が同時に観閲式を行なう場合は、そのうちの最上位たる部隊等の長)
- (2) 前条第4号及び第5号の場合 当該儀式の執行者
- (3) 前条第6号の場合 防衛大臣又は幕僚長の定める者

第5節 観艦式

(観艦式を行なう場合)

第60条 施行規則第12条第1項第4号に定める観艦式は、国民の祝日、自衛隊記念日等において防衛大臣が命ずる場合に行う。

(観艦式の執行者)

第61条 観艦式は、自衛艦隊司令官又は防衛大臣の命ずる海将である自衛官が執行者となる。

第6節 航空観閲式

(航空観閲式を行なう場合)

第61条の2 施行規則第12条第1項第5号に定める航空観閲式は、国民の祝日、自衛隊記念日等において防衛大臣が命ずる場合に行う。

(航空観閲式の執行者)

第61条の3 航空観閲式は、航空総隊司令官又は防衛大臣の命ずる空将である自衛官が執行者となる。

第7節 表彰式

(表彰式を行う場合)

第62条 施行規則第12条第1項第6号に定める表彰式は、通常、表彰等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第49号）に定める表彰が行われる場合に行う。

(表彰式の執行者)

第63条 表彰式は、通常、表彰者又は表彰者が命ずる者が執行者となる。

第8節 祝賀式

(祝賀式を行なう場合)

第64条 施行規則第12条第1項第7号に定める祝賀式は、国民の祝日及び自衛隊記念日並びに駐屯地、基地、部隊等、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局及び防衛装備庁の創立記念日等において、防衛大臣、統合幕僚長、幕僚長若しくは防衛大学校長等、地方防衛局長又は防衛装備庁長官が定める場合に行う。

(祝賀式の執行者)

第65条 祝賀式は、防衛大臣、統合幕僚長、幕僚長、防衛大学校長等、地方防衛局長、防衛装備庁長官、駐屯地司令、基地司令若しくは部隊等の長又はこれらの者が定める者が執行者となる。

第9節 葬送式

(葬送式を行う場合)

第66条 施行規則第12条第1項第8号に定める葬送式は、次の各号に掲げる場合に行う。

(1) 隊員が公務により死亡した場合

(2) 特に功績が顕著であると防衛大臣が認めた隊員その他の者が死亡した場合

(葬送式の執行者)

第67条 葬送式は、防衛大臣、統合幕僚長、幕僚長、防衛大学校長等、地方防衛局長、防衛装備庁長官、駐屯地司令、基地司令若しくは部隊等の長又はこれらの者が命ずる者が執行者となる。

第10節 着任式及び離任式

(着任式及び離任式を行う場合)

第68条 施行規則第12条第1項第9号に定める着任式は、防衛大臣、防衛副大臣等、統合幕僚長、幕僚長、中隊等以上の部隊等の長、防衛大学校長等、附置機関の長、地方防衛局長又は防衛装備庁長官が着任する場合に、施行規則第12条第1項第10号に定める離任式は、これらの者が離任する場合に行なう。

(着任式及び離任式の執行者)

第69条 着任式及び離任式は、通常、防衛大臣、統合幕僚長、幕僚長、防衛大学校長等、部隊等の長、附置機関の長、地方防衛局長又は防衛装備庁長官が執行者となる。

第11節 入隊式及び除隊式

(入隊式及び除隊式を行う場合)

第70条 施行規則第12条第1項第11号に定める入隊式は、新たに採用された自衛官が入隊する場合で、施行規則第12条第1項第12号に定める除隊式は、自衛官が除隊する場合で、当該部隊等の長が必要であると認める場合に行う。

(入隊式及び除隊式の執行者)

第71条 入隊式及び除隊式は、当該部隊等の長が執行者となる。

第12節 自衛艦命名式

(自衛艦命名式を行なう場合)

第72条 第52条に定める自衛艦命名式は、自衛艦にその名称を付与する場合に行なう。

(自衛艦命名式の執行者)

第73条 自衛艦命名式は、通常、名称を付与される自衛艦が所在する区域を警備区域とする地方隊の地方総監が執行者となる。

第13節 入校式及び卒業式

(入校式及び卒業式を行なう場合)

第74条 第52条に定める入校式及び卒業式は、防衛大学校若しくは防衛医科大学校の学生、自衛官又は陸上自衛隊高等工科大学校の生徒が防衛大学校若しくは防衛医科大学校又は学校等（学校その他これに準ずる部隊等をいう。以下この条及び次条において同じ。）に入校し、及び防衛大学校若しくは防衛医科大学校又は学校等を卒業する場合であつて、防衛大学校長、防衛医科大学校長又は幕僚長が定めるときに行う。

(入校式及び卒業式の執行者)

第75条 入校式及び卒業式は、防衛大学校長若しくは防衛医科大学校長又は学校等の長が執行者となる。

第14節 追悼式

(追悼式を行なう場合)

第75条の2 第52条に定める追悼式は、公務により死亡した隊員を追悼するため、次条に掲げる者が必要と認める場合に行なう。

(追悼式の執行者)

第75条の3 追悼式は、防衛大臣、統合幕僚長、幕僚長、防衛大学校長等、地方防衛局長、防衛装備庁長官、駐屯地司令、基地司令、部隊等の長又はこれらの者が命ずる者が執行者となる。

第4章 荣誉礼

(荣誉礼を行う場合)

第76条 荣誉礼は、別に定める場合を除き、次表に示す区分に従い、中欄の者につき右欄の場合に行う。

1	施行規則第13条第2項第1号に掲げる者	自衛隊を公式に訪問する場合その他防衛大臣の定める場合
2	施行規則第13条第2項第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げる者	自衛隊を公式に訪問する場合又は防衛大臣が公式に招待する場合
3	施行規則第13条第2項第4号及び第7号から第15号までに	(1) 部隊等を公式に訪問し又は視察する場合 (2) 儀式（葬送式を除く。以下本文中同じ。）に参列

	掲げる者	する場合 (3) 儀式の執行者となる場合 (4) 観閲式、観艦式又は航空観閲式の観閲官となる場合
4	施行規則第13条第2項第7号から第15号までに掲げる者	着任し又は離任する場合
5	施行規則第13条第2項第16号に掲げる者及び外国の高官で防衛大臣の定める者並びに衆議院及び参議院の副議長並びに安全保障委員会、外交防衛委員会、国家基本政策委員会、予算委員会、決算行政監視委員会、決算委員会、行政監視委員会その他防衛大臣が必要と認める委員会の委員長（別表において「副議長等」という。）	自衛隊を公式に訪問し又は視察する場合
6	将又は将補	(1) 儀式の執行者となる場合 (2) 観閲式、観艦式又は航空観閲式の観閲官となる場合
7	陸上幕僚副長 海上幕僚副長 航空幕僚副長	それぞれ陸上幕僚長の代理として陸上自衛隊の、海上幕僚長の代理として海上自衛隊の、航空幕僚長の代理として航空自衛隊の (1) 部隊等を公式に視察する場合 (2) 部隊等の儀式に参列する場合
8	部隊等の長である将又は将補	(1) 指揮下部隊等を就任後初めて又は離任に際して公式に視察する場合 (2) 指揮下部隊等の儀式に参列する場合 (3) 着任し又は離任する場合

(2人以上の者に対して同時に荣誉礼を行なう場合)

第77条 2人以上の者に対して同時に荣誉礼を行なうべき場合は、最上級者に対して行なうものとする。

(荣誉礼の実施)

第78条 荣誉礼は、受礼者が荣誉礼を行うべき場所に到着したとき及びこれを離去するとき、儀じよう隊又は儀式に参列する隊が受礼者に対して^{ささ}^{つつ}捧げ銃の敬礼（第82条第2項の特別儀じようを行う場合及び防衛大臣の定める場合は、着剣^{ささ}^{つつ}捧げ銃の敬礼）を行い、同時に音楽隊又はらつぱ手は、別表に定めるところにより天皇に対しては「国歌」を、外国の高官等に対しては受礼者の本国の国歌及び「国歌」並びに「荣誉礼冠譜」及び「祖国」を、その他の受礼者に対しては「荣誉礼冠譜」及び「祖国」を奏する。

(儀じよう隊の巡閲)

第79条 受礼者は、栄誉礼終了後儀じよう隊を巡閲し、その間、音楽隊又はらつぱ手は「巡閲の譜」を奏する。ただし、離去の際は、通常、巡閲は行なわない。

(栄誉礼の省略)

第80条 栄誉礼は、次の各号に掲げる場合は、省略することができる。

- (1) 勤務、演習若しくは訓練のため又は天候等のため栄誉礼を行なうことが困難な場合
- (2) 夜間の場合
- (3) 部隊等の編成及び配員状況により、栄誉礼を行なうことが困難な場合

第5章 儀じよう

(儀じようを行う場合)

第81条 儀じようは、栄誉礼を行うべき場合において、受礼者が栄誉礼を行うべき場所に到着したとき及びこれを離去するとき、第3章第9節に定める葬送式を行う場合その他防衛大臣が定める場合に受礼者又はひつぎ等の途上を警衛し及びこれに敬意を表するために行う。

(特別儀じよう及び通常儀じよう)

第82条 儀じようは、儀じよう隊の編成等の区分に応じ、特別儀じよう及び通常儀じようと呼ぶ。

2 特別儀じようは、次の各号に掲げる場合に行ない、通常儀じようは特別儀じようを行う場合以外の場合に行う。

- (1) 天皇、皇后、皇太子及び皇族等に対し、前条の規定により儀じようを行う場合で防衛大臣が定めるとき
- (2) 国賓又はこれに準ずる賓客として待遇される者が自衛隊を公式に視察する場合で防衛大臣が定めるとき
- (3) 前号に定める者以外の外国の高官であつて防衛大臣の定める者が防衛大臣を公式に訪問する場合
- (4) その他防衛大臣が特に必要と認める場合

(儀じよう隊の編成等)

第83条 栄誉礼を行う場合の儀じよう隊の編成並びに国歌、「栄誉礼冠譜」及び「祖国」の奏楽回数は、別表のとおりとする。

2 儀じよう隊の服装は、特別儀じようの場合は自衛官服装規則（昭和32年防衛庁訓令第4号）第5条第8号の特別儀じよう服装とし、通常儀じようの場合は同規則第5条第6号の甲武装とする。ただし、通常儀じようを行なう部隊等の長が防寒等の特別の理由により甲武装により難しいと認める場合は、別に定める服装によることができる。

3 葬送式を行う場合その他防衛大臣が定める場合における儀じよう隊の編成等は、防衛大臣が定める。

第6章 と列

(と列を行なう場合)

第84条 と列は、次の各号に掲げる場合に行なう。

- (1) 天皇又は皇族が自衛隊を公式に訪問する場合
- (2) 天皇が、地方を公式に視察する場合又は国若しくは地方公共団体の公式の行事に出席する場合で、自衛隊の部隊等の所在する市町村又はその近傍を通過するとき

(3) 皇族が、地方を公式に視察する場合又は国若しくは地方公共団体の公式の行事に出席する場合でかつ、自衛隊の部隊等の所在する市町村又はその近傍を通過する場合において、特にと列をもつて送迎することが適当であると幕僚長が認めるとき

(4) その他防衛大臣が特に必要と認める場合

(と列の実施)

第85条 と列を行なう部隊等（以下「と列部隊」という。）は、受礼者が通る道路等の一側又は両側に整列し、受礼者の送迎に際し、敬礼を行なうものとする。

2 自衛隊の施設外において行なうと列は、と列の場所、参加人員等について、地方公共団体、警察署等の関係機関と十分に連絡調整し、一般国民の送迎と調和を保つように配慮して行なうものとする。

(と列実施計画書の提出)

第86条 幕僚長は、第84条第1号から第3号までに掲げると列を行う場合には、あらかじめ、と列を行なう理由、日時及び場所、と列部隊、参加人員数、と列部隊指揮官、関係機関との調整状況その他必要事項を記載したと列実施計画書を防衛大臣に提出するものとする。

(整列の順序)

第87条 と列部隊の整列の順序は、原則として受礼者が来る方位を上とする。

(と列部隊の服装等)

第88条 と列部隊の服装は、自衛官服装規則第5条第6号の甲武装とする。ただし、甲武装により難しい場合又は甲武装によることが適当でないとき幕僚長が認める場合は、同条第4号の通常礼装とすることができる。

2 と列部隊の装備に関しては、幕僚長の定めるところによる。

(と列の省略)

第89条 と列は、天候等のため行なうことが困難な場合及び夜間においては、省略することができる。

第7章 礼砲

(礼砲を行なう場合)

第90条 礼砲は、次の各号に掲げる場合において、防衛大臣の定めるところにより行う。

(1) 防衛大臣が公式に招待した外国の賓客が日本国に到着し及び日本国を離去する場合

(2) 防衛大臣が国際儀礼上必要があると認める場合

第8章 雑則

(自衛官候補生の礼式)

第91条 自衛官候補生の礼式は、士長以下の自衛官の例による。

(防衛大学校又は防衛医科大学校の礼式)

第92条 防衛大学校又は防衛医科大学校の礼式は、この訓令に定めるもののほか、この訓令に準じ、防衛大学校長又は防衛医科大学校長が定める。

(陸上自衛隊高等工科学学校の礼式)

第93条 陸上自衛隊高等工科学学校の礼式は、この訓令に定めるもののほか、この訓令に準じ、陸上幕僚長が定める。

(予備自衛官補の礼式)

第94条 法第75条の13において準用する法第69条の2第2項及び第3項の規定に基づき制服を着用した予備自衛官補の礼式は、士長以下の自衛官の例による。

(委任規定)

第95条 幕僚長は、礼式に関し、部隊等又は勤務の性質上特に必要があると認める場合は、防衛大臣の承認を得て、この訓令の特例を定めることができる。

2 前項に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、幕僚長が定める。

附 則

1 この訓令は、昭和39年5月8日から施行する。

2 自衛隊の礼式に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第33号）及び天皇及び皇族等に対する礼式に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第8号）は、廃止する。

附 則（昭和39年10月21日庁訓第40号）

この訓令は、昭和39年10月21日から施行する。

附 則（昭和40年3月26日庁訓第18号）（抄）

1 この訓令は、昭和40年3月26日から施行する。

附 則（昭和45年6月18日庁訓第26号）（抄）

1 この訓令は、昭和45年6月22日から施行する。

附 則（昭和46年4月1日庁訓第23号）

この訓令は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年11月27日庁訓第60号）

この訓令は、昭和48年11月27日から施行する。

附 則（昭和55年7月18日庁訓第31号）

この訓令は、昭和55年7月18日から施行する。

附 則（昭和55年12月5日庁訓第40号）

1 この訓令は、昭和55年12月5日から施行する

附 則（昭和57年4月30日庁訓第19号）

この訓令は、昭和57年4月30日から施行する。

附 則（昭和59年6月30日庁訓第37号）（抄）

1 この訓令は、昭和59年7月1日から施行する

附 則（昭和60年4月6日庁訓第19号）

この訓令は、昭和60年4月6日から施行する。

附 則（昭和60年12月24日庁訓第45号）

この訓令は、昭和60年12月24日から施行する。

附 則（昭和61年4月28日庁訓第29号）

1 この訓令は、昭和61年5月4日から施行する

2 改正後の自衛隊の礼式に関する訓令第78条にいうらつば手に関しては、この訓令にかかわらず、昭和61年9月30日までの間において、なお従前の例による。

附 則（昭和61年7月30日庁訓第40号）

この訓令は、昭和61年7月30日から施行する。

附 則（平成8年7月24日庁訓第44号）

この訓令は、平成8年7月24日から施行する。

附 則（平成9年1月17日庁訓第1号）

この訓令は、平成9年1月20日から施行する。

附 則（平成10年3月25日庁訓第12号）（抄）

- 1 この訓令は、平成10年3月26日から施行する。

附 則（平成12年1月8日庁訓第1号）

この訓令は、平成12年1月18日から施行する。

附 則（平成12年4月25日庁訓第61号）

この訓令は、平成12年5月8日から施行する。

附 則（平成13年1月6日庁訓第2号）（抄）

- 1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年1月26日庁訓第7号）

この訓令は、平成13年1月31日から施行する。

附 則（平成14年3月18日庁訓第4号）

この訓令は、平成14年3月27日から施行する。

附 則（平成16年4月8日庁訓第49号）

この訓令は、平成16年4月8日から施行する。

附 則（平成18年3月27日庁訓第12号）（抄）

- 1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年7月28日庁訓第83号）（抄）

- 1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年8月30日省訓第145号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日省訓第12号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

附 則（平成21年7月29日省訓第48号）

（施行期日）

この訓令は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成21年12月25日省訓第66号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月30日省訓第29号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成26年 5 月30日省訓第35号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行の日（平成26年 5 月30日）から施行する。

附 則（平成26年 7 月24日省訓第40号）（抄）

この訓令は、平成26年 7 月25日から施行する。

附 則（平成27年10月 1 日省訓第39号）（抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成27年10月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月24日省訓第28号）

この訓令は、令和 4 年 3 月24日から施行する。

別表（第78条、第83条関係）

		奏 楽 回 数				儀じよう隊の編成	
		受礼者の 本国の国 歌	「国歌」	「栄誉礼 冠譜」	「祖国」	陸上自衛 隊	海上自衛 隊又は航 空自衛隊
我が 国 の 受 礼 者	天 皇		1 回			1 個中隊	1 個小隊
	施行規則第13条第2 項第2号から第15号 までに掲げる者及び 副議長等			4 回	1 回	1 個中隊	1 個小隊
	陸将、海将及び空将			3 回	1 回	1 個小隊	2 個分隊
	陸将補、海将補及び 空将補			2 回	1 回	2 個分隊	1 個分隊
外国 の 受 礼 者	施行規則第13条第2 項第16号に掲げる者 並びにその他の陸軍 海軍及び空軍（以下 「陸海空軍」とい う。）の大将その他 外国の高官で防衛大 臣の定める者	1 回	1 回	4 回	1 回	1 個中隊	1 個小隊
	陸海空軍の中将	1 回	1 回	3 回	1 回	1 個小隊	2 個分隊
	陸海空軍の少将	1 回	1 回	2 回	1 回	2 個分隊	2 個分隊
	陸海空軍の准将	1 回	1 回	1 回	1 回	2 個分隊	2 個分隊

備 考

- (1) 特別儀じよう隊は、陸上自衛隊第302保安警務中隊1個中隊をもつて編成し、着剣するものとする。
- (2) 特別儀じよう隊には陸上自衛隊中央音楽隊を、通常儀じよう隊には音楽隊又はらつぱ手を付するものとする。
- (3) 市ヶ谷駐屯地において栄誉礼を実施する場合で、受礼者が防衛副大臣等、統合幕僚長、外国の統合軍に所属する者その他防衛大臣の定める者であるときの通常儀じよう隊の編成は、陸上自衛隊において行うものとする。
- (4) 儀じよう隊の編成は、部隊等の状況により縮小して編成することができるものとする。